別表第四四・一九項を次のように改める。

四四・一九	木製の食卓用品及び台所用品	
四四一九・一一	竹製のもの	三・二％
四四一九・一二	製パン用の板、まな板その他これらに類する板	
	箸	
	一　割り箸	五・六％
	二　その他のもの	三・二％
四四一九・一九	その他のもの	三・二％
四四一九・九〇	その他のもの	
	一　割り箸	五・六％
	二　その他のもの	三・二％

別表第四四・二一項中

「		
四四二一・九〇	その他のもの	
	一　竹製のくし	一〇％
	二　マッチの軸木	無税
	三　その他のもの	
	㈠　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの	四・六％
	㈡　その他のもの	五・八％
四四二一・九一	その他のもの	
	竹製のもの	
	一　串	一〇％
	二　マッチの軸木	無税
	三　その他のもの	五・八％
四四二一・九九	その他のもの	
	一　マッチの軸木	無税
	二　その他のもの	
	㈠　かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）	四・六％
	㈡　その他のもの	五・八％
」		

を

に改める。

別表第四八類の注4中「とは」を「には」に、「をいう」を「のうち、(a)幅が二八センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一辺の長さが二八センチメートルを超え、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む」に改め、同注8中「第四八・〇一項及び」を削る。

別表第五四・〇二項中「強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇二・二〇号中「限る。」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇二・五二号の次に次の一号を加える。

五四〇二・五三	ポリプロピレンのもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	㈡　その他のもの	四・八％

別表第五四〇二・六二号の次に次の一号を加える。

五四〇二・六三	ポリプロピレンのもの	
	一　絹の重量が全重量の一〇％を超えるもの	六％
	二　その他のもの	
	㈠　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	㈡　その他のもの	四・八％

別表第五五・〇二項を次のように改める。

五五・〇二	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	
五五〇二・一〇	アセテートのもの	七％
五五〇二・九〇	その他のもの	四・二％

別表第五五〇六・三〇号の次に次の一号を加える。

五五〇六・四〇	ポリプロピレンのもの	
	一　合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の五〇％を超えるもの	八％
	二　その他のもの	四・二％

別表第五六・〇一項中「その他のウォッディング製品及びウォッディング」を「紡織用繊維のウォッディング及びその製品」に改める。

別表第五七〇四・一〇号の次に次の一号を加える。

五七〇四・二〇	タイル（表面積が〇・三平方メートルを超え一平方メートル以下のものに限る。）	九％

別表第六〇類に号注として次のように加える。

号注

1　第六〇〇五・三五号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルのマルチフィラメントの編物で、重量が一平方メートルにつき三〇グラム以上五五グラム以下、網目が一平方センチメートルにつき二〇穴以上一〇〇穴以下であり、アルファ－シペルメトリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダ－シハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したものを含む。

別表第六〇・〇五項中

「	
六〇〇五・三一	漂白してないもの及び漂白したもの
六〇〇五・三二	浸染したもの
六〇〇五・三三	異なる色の糸から成るもの
六〇〇五・三四	なせんしたもの